

埼玉県危機対策会議設置要綱

(設置)

第1条 県民の生命、身体若しくは財産に重大な被害を及ぼす事故等、県民の生活に重大な被害を及ぼす事案又は県の産業若しくは経済に重大な被害を及ぼす事案等（以下「危機」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、迅速な情報の収集を図るとともに、対応策を検討するため、埼玉県危機対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 危機情報の収集に関すること。
- (2) 危機対応策の検討に関すること。
- (3) その他必要な危機対策に関すること。

(構成)

第3条 対策会議は、議長、副議長及び委員をもって構成する。

- 2 議長は、知事とする。
- 3 副議長は、副知事及び危機管理防災部長とする。
- 4 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 議長は、前項に掲げる者のほか、関係部局長等必要と認める者を委員とすることができる。

(会議)

第4条 対策会議は、議長が招集し、主宰する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときには、その職務を代理する。この場合において、副議長が2人以上あるときは、あらかじめ議長が定めた順序で、その職務を代理する。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(幹事会)

第5条 危機に関する情報の共有化や調整を行うため、対策会議に危機対策会議幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

- 2 幹事会は常設の組織とする。
- 3 幹事長は、危機管理防災部長とする。
- 4 幹事は、危機管理事務総括担当者をもって充てる。
- 5 幹事長は、必要があると認めるときは、議題に関係する特定の幹事による幹事会

を開催することができる。

- 6 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者の出席を求めることができる。

(開設期間等)

第6条 知事は、危機の発生等に際し、危機管理防災部長からの報告を受け、緊急に対応の必要があると認めるときに対策会議を開設する。ただし、危機対策本部又は災害対策本部が開設されるときはこの限りでない。

- 2 対策会議を開設した場合は、呼称（例：〇〇対策会議）を定めるものとする。

- 3 部局長は、対策会議における知事の指示等を踏まえ、所管業務に係る対策を講じるものとする。

- 4 知事は、危機による被害の拡大するおそれが解消したと認めるとき又は危機対策本部又は災害対策本部が開設されたときに、対策会議を閉鎖する。

(庶務)

第7条 対策会議の庶務は、危機管理防災部危機管理課が処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年10月15日から施行する。

- 2 「埼玉県庁緊急連絡会設置要綱」（平成8年10月14日施行）、「埼玉県緊急テロ対策連絡会議設置要綱」（平成13年10月9日施行）及び「埼玉県テロ対策緊急連絡会議設置要綱」（平成15年3月20日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

知事室長、企画財政部長、総務部長、報道長
